

「16 提出先・問い合わせ先」へ電子メールで提出すること。また、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は令和3年11月12日(金)までに福岡市ホームページに掲載する。

1.2 提案書類の提出

(1) 提案書提出期限

郵送、持参いずれの場合も、令和3年11月22日(月)17時必着

(2) 提出書類

応募しようとする者は、下記①～⑧までの書類を揃え、(1)の期限までに「16 提出先・問い合わせ先」の担当まで提出すること。別途詳細を説明する書類や資料等があれば、あわせて提出すること。

①提案公募参加申込書(様式3)

・共同事業体で応募する場合は、あわせて「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を提出すること。(様式自由)

②企画提案書

・書式は自由、A4サイズ、横書き

・事業実施スケジュールやイメージ図(レイアウト等)を記載すること。

※書類には、提案事業者名が分からないようにすること。

③(同種又は類似業務の)実績書

・書式は自由、A4サイズ、横書き、4ページ以内、企画提案内容に関連する実績を記載すること。

※書類には、提案事業者名が分からないようにすること。

④経費見積書

・書式は自由、A4サイズ、横書き、積算内訳を記載すること。

⑤会社概要(事業概要が分かるパンフレットでも可)

⑥役員名簿(様式4)

・福岡市の事務事業から暴力団を排除するため、福岡県警察本部へ照会するために使用する。

⑦市町村税(市町村税、その延滞金等をいう。)に係る徴収金、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

⑧消費税及び地方消費税納税証明書

・証明書の種類は「納税証明書(その3)」とする。「その3の2」「その3の3」でも可

⑨法務局発行の登記事項証明書(全部事項証明書)の内、現在事項証明(発行後3ヶ月以内のもの)

⑩有料職業紹介事業に関する許可証の写し(人材マッチング業務を再委託する場合は、再委託先の有料職業紹介事業に関する許可証の写し)

(3) 提出方法

提出書類一式を、上記期限までに提出すること。なお、提出書類のうち②企画提案書、③実績書、④経費見積書、⑤会社概要については各18部、それ以外については各1部を提出

すること（郵送の場合は、期限日必着とする）。

(4) 提出先

「16 提出先・問い合わせ先」のとおり。

(5) 参加の辞退

提案公募参加申込書を提出した後で、参加を辞退する場合は、参加申込辞退届（様式5）を提出すること。提出期限・提出先は「16 提出先・問い合わせ先」のとおり。

1.3 事業者選定委員会による評価及び選定

提案内容を評価し、最も優秀な企画提案を選定する事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、下記のとおり実施する。

(1) 評価内容

事業効果や費用対効果、また日程、人員等において無理のない計画であるかなどの観点から総合的に評価する。

(2) スケジュール

① 委員会による評価（実施日時：令和3年12月3日（金） 予定）

提案者毎に15分間のプレゼンテーション後、質疑応答を10分間行う（予定）。

時間等の詳細については、改めて各提案者に通知する。その際に、提案内容に関する追加資料を依頼することがある。

② 事業者の選定

委員会にて企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優秀な企画提案を行った事業者を選定する。

《評価基準及び配点（250点）》

項目	審査基準	配点
全般	スタートアップの裾野を拡大し、創業者を輩出する取組みとなっているか	40
	誰でも相談しやすい「敷居の低い」空間を提供できるか	20
	支援者等と連携がとれる仕組みを構築しているか	20
	事業実施に当たっての創意工夫や有益な追加提案等があるか	20
体制	スタートアップカフェ 利用者に必要な情報提供やセミナー開催、相談業務等を実施する体制は十分か	20
	人材マッチングセンター スタートアップ企業の人材戦略に係る相談対応や人材のマッチング等を実施する体制は十分か	10
	開業ワンストップセンター 開業に必要な手続きに関する支援や相談、土業の紹介等を実施する体制は十分か	10
	グローバルスタートアップセンター 国内外の創業者の相談・情報提供やイベントの開催・参加、スタートアップピザに係る申請受付等を実施する体制は十分か	20
	グローバルファイナンスセンター 外資系金融機関等の拠点設立に係る相談や支援等を実施する体制は十分か	10
経費	経費見積は妥当か	20
	参考価格を大きく逸脱していないか	20
実現性	スケジュールは妥当か	10
	提案内容実施にあたって類似の実績やノウハウを有しているか	20
その他	「ふくおか『働き方改革』推進企業」であるか	10
合計		250

1 4 事業者の決定及び契約

委員会での選定に基づき、福岡市は総合的に判断して最も優秀と認められる事業者を決定し、当該提案を行った参加事業者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

なお、実施期間や実施内容等において、採用された提案内容の一部の修正を依頼する場合がある。この場合、契約手続の際に、当該修正を反映した提案書類を改めて作成し、提出を求める可能性がある。

また、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

1 5 特記事項

- (1) この要項に示すほか、本事業の目的に照らし、その効果を増進すると考えられる独自の提案事項があれば、応募書類に合わせて提出して差し支えない。その場合は、提案資料全体を採点対象とする
- (2) 1事業者1提案とし、1事業者から複数の提案は認めない。
- (3) 提出された提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (4) 本提案公募において使用する言語は日本語（商標及び固有名詞を除く）とし、通貨単位は「円」とする。
- (5) 提出書類への虚偽記載その他不正な行為があったとき、提出書類の受付期間内に必要な書類全ての提出がなかったときは失格とする。
- (6) 提案書類提出後は、誤字・脱字・名称及び氏名等の形式的な修正を除き、変更は認めない。
- (7) 応募に要する費用はすべて提案者の負担とする。また、提出された書類等は返却しない。
- (8) 提出書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (9) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、選定に係る評価を行う場合、選定後に業務計画等の内容を公表する場合、情報公開を行う場合その他市長が必要と認めるときには、提案者の承諾を得ずにその全部又は一部を使用し、又は複製することがある。
- (10) 決定事業者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (11) 選定結果に関する質問には一切回答しない。

1 6 提出先・問い合わせ先

福岡市経済観光文化局創業・立地推進部創業支援課 峯寄、清見

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1

TEL : 092-711-4455 FAX : 092-733-5748

E-mail : startup.EPB@city.fukuoka.lg.jp